

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	5	府 省 庁 名 復興庁													
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）														
見直し項目名	特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の廃止														
見直し内容（概要）	・ 現行制度の概要 令和 8 年 3 月 31 日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。 <table><tr><td></td><td>特別償却率</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>投資時期</td><td>R7. 4. 1～R8. 3. 31</td><td>R7. 4. 1～R8. 3. 31</td></tr><tr><td>機械・装置</td><td>45%</td><td>14%</td></tr><tr><td>建物・構築物</td><td>23%</td><td>7 %</td></tr></table> ・ 見直しの内容 令和 8 年 3 月 31 日の適用期限の到来をもって、本特例措置を廃止する。				特別償却率	税額控除	投資時期	R7. 4. 1～R8. 3. 31	R7. 4. 1～R8. 3. 31	機械・装置	45%	14%	建物・構築物	23%	7 %
	特別償却率	税額控除													
投資時期	R7. 4. 1～R8. 3. 31	R7. 4. 1～R8. 3. 31													
機械・装置	45%	14%													
建物・構築物	23%	7 %													
関係条文	○東日本大震災復興特別区域法第 37 条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条、第 17 条の 2 ○地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、第 72 条の 14、第 72 条の 23 第 1 項及び第 292 条第 1 項第 4 号														
増収見込額	[平年度] + 8 1 （ ▲ 8 1 ） [改正増減収額] —														